変更

# 地域森林（変更）計画書（案）

## （江の川上流森林計画区）

計画期間 〔 自　令和　７年４月　１日
　　至　令和１７年３月３１日 〕

（令和８年１２月変更）

広　　島　　県

## 【変更事項及び理由】

### １　変更事項

以下の事項について変更する。変更事項以外については、従前の計画書のとおりとする。変更は、令和９年４月１日から効力を生じるものとする。

はじめに

Ⅰ　　広島県の基本方針

第１　広島県の基本的な考え方

第２　広島県が定める目標

ⅠⅠⅠ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

第２　計画量等

２　今期計画

（１）　伐採立木材積及び間伐立木材積

（２）　森林施業面積

（３）　人工造林及び天然更新別の造林面積

（４）　林道の開設及び拡張に関する計画

第３　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

第４　森林の整備に関する事項

第５　森林の保全に関する事項

（附）参考資料

２　森林の現況

⑻　荒廃地等の面積

### ２　変更理由

森林法第５条第５項の規定による森林の現況、経済事情等に変動があったため。

# 目　　次

はじめに ..... 1

Ⅰ　広島県の基本方針 ..... 3

第１　広島県の基本的な考え方 ..... 3
第２　広島県が定める目標 ..... 4
１　森林資源経営サイクルの構築 ..... 4
２　森林資源利用フローの推進 ..... 4
３　山地災害防止に向けた取組 ..... 5
４　森林の公益的機能の維持 ..... 6

Ⅱ　計画区の概要 .....

第１　計画区の位置 .....
第２　自然的条件 .....
１　地形 .....
２　気候 .....
３　地質及び土壌 .....
第３　社会経済的条件 .....
１　人口 .....
２　産業 .....
３　交通 .....
４　土地利用 .....
第４　森林・林業の概況 .....
第５　計画樹立に当たっての基本的考え方 .....

Ⅲ　計画事項 ..... 7

第１　計画の対象とする森林の区域 ..... 7
第２　計画量等 ..... 9
１　前計画の実行結果の概要及びその評価 .....
⑴　伐採立木材積 .....
⑵　間伐面積 .....
⑶　人工造林及び天然更新別面積 .....

(4)　林道の開設及び拡張
(5)　保安林の整備及び治山事業
２　今期計画 ９
(1)　伐採立木材積及び間伐立木材積 ９
(2)　森林施業面積 ９
(3)　人工造林及び天然更新別の造林面積 ９
(4)　林道の開設及び拡張に関する計画 10
(5)　保安林の整備及び治山事業に関する計画
(6)　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
**第３　森林の整備及び保全に関する基本的な事項** 12
１　森林の整備及び保全の目標
２　森林の整備及び保全の基本方針 12
３　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 13
(1)　公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 13
(2)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 14
(3)　特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針 15
(4)　その他必要な事項 15
４　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
５　その他必要な事項
**第４　森林の整備に関する事項** 16
１　立木竹の伐採（間伐以外） 16
(1)　立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 16
(2)　立木の標準伐期齢に関する指針
(3)　その他必要な事項 16
２　造林 18
(1)　人工造林に関する指針 18
(2)　天然更新に関する指針 18
(3)　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 19
(4)　その他必要な事項
３　間伐及び保育 20
(1)　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に

関する指針 20
(2) 保育の標準的な方法に関する指針 20
(3) その他必要な事項
４ 林道等の開設や林産物の搬出 20
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 20
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 21
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 21
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 21
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
(6) その他必要な事項
５ 森林施業の合理化等 23
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化及び森林経営管理制度の活用の促進に関する方針 23
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 23
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 24
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 24
(5) その他必要な事項 24
**第５ 森林の保全に関する事項** 26
１ 森林の土地の保全 26
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 26
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 26
(4) その他必要な事項
２ 保安施設 27
(1) 保安林の整備に関する方針
(2) 保安施設地区の指定に関する方針
(3) 治山事業の実施に関する方針 27
(4) 特定保安林の整備に関する事項 27
(5) その他必要な事項

３　鳥獣害の防止 ..... 28
(1)　鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 ..... 28
(2)　その他必要な事項 .....
４　森林病害虫の駆除と予防・その他の森林の保護等 ..... 29
(1)　森林病害虫等の被害対策の方針 .....
(2)　鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。） ..... 29
(3)　林野火災の予防の方針 ..... 29
(4)　その他必要な事項 .....
**第６　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項** .....
１　保健機能森林の区域の基準 .....
２　その他保健機能森林の整備に関する事項 .....
**第７　その他必要な事項** .....
１　保安林その他制限林の施業方法 .....
２　その他必要な事項 .....

（附）参考資料 ..... 30

１　森林計画区の概要 .....
(1)　市町村別土地面積及び森林面積 .....
(2)　地況 .....
(3)　土地利用の現況 .....
(4)　産業別生産額 .....
(5)　産業別就業者数 .....
２　森林の現況 .....
(1)　齢級別森林資源表 .....
(2)　制限林普通林別森林資源表 .....
(3)　市町村別森林資源表 .....
(4)　所有形態別森林資源表 .....
(5)　制限林の種類別面積 .....
(6)　樹種別材積表 .....
(7)　特定保安林の指定状況 .....
(8)　荒廃地等の面積 ..... 30
(9)　森林の被害 .....
(10) 防火線等の整備状況 .....

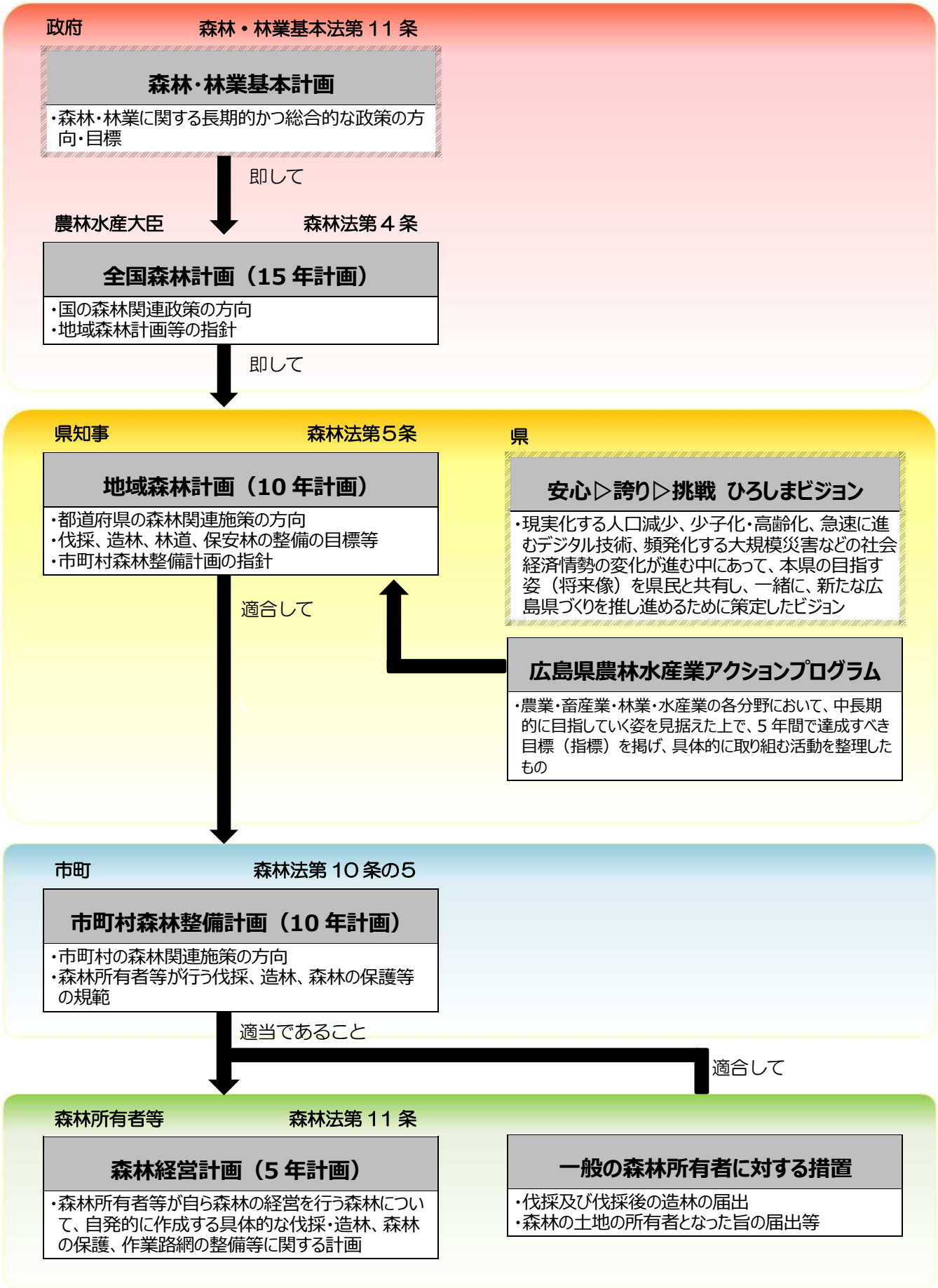
３　林業の動向
(1)　保有山林規模別林家数
(2)　森林経営計画の認定状況
(3)　経営管理権及び経営管理実施権の認定状況
(4)　森林組合及び生産森林組合の現況
(5)　林業事業体等の現況
(6)　林業労働力の概況
(7)　林業機械化の概況
(8)　作業路網等の整備の概況
４　前期計画の実行状況
(1)　間伐立木材積その他の伐採立木材積
(2)　間伐面積
(3)　人工造林・天然更新別面積
(4)　林道の開設及び拡張の数量
(5)　保安林の整備及び治山事業に関する計画
ア　保安林の指定又は解除の面積
イ　治山事業の数量
５　今期計画の明細
(1)　伐採材積及び人工造林・天然更新の明細
６　林地の異動状況（森林計画の対象森林）
(1)　森林より森林以外への異動
(2)　森林以外より森林への異動
７　林分密度管理図
(1)　スギ林の収量比数Ｒｙによる管理表
(2)　ヒノキ林の収量比数Ｒｙによる管理表
８　主伐可能量の目安
(1)　主伐（皆伐）上限量の目安
(2)　再造林率に応じた持続的伐採可能量

# はじめに

地域森林計画は、森林法第５条に規定のとおり、都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林を森林計画区（全 158 森林計画区）別に、５年ごとに 10 年を一期としてたてる計画であり、都道府県の森林関連施策の方向や、地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定の指針となるものです。

広島県では、県の基本計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の分野別計画である「広島県農林水産業アクションプログラム」において、農林水産業における目指すべき姿の中長期的な目標（指標）や具体的な取組方針を示していることから、アクションプログラムに沿った内容を、地域森林計画に記載しています。

また、市町村森林整備計画は、市町村長が、地域森林計画に適合して、５年ごとに 10 年を一期としてたてる計画であり、地域に最も密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて、森林所有者が行う森林整備を推進するための標準的な方法や規範等を定めていることから、市町村の森林づくりの長期的な構想となるものです。


政府
森林・林業基本法第 11 条
森林・林業基本計画
・森林・林業に関する長期的かつ総合的な政策の方向・目標
即して
農林水産大臣
森林法第４条
全国森林計画（15 年計画）
・国の森林関連政策の方向
・地域森林計画等の指針
即して
県知事
森林法第５条
地域森林計画（10 年計画）
・都道府県の森林関連施策の方向
・伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等
・市町村森林整備計画の指針
適合して
県
安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン
・現実化する人口減少、少子化・高齢化、急速に進むデジタル技術、頻発化する大規模災害などの社会経済情勢の変化が進む中にあって、本県の目指す姿（将来像）を県民と共有し、一緒に、新たな広島県づくりを推し進めるために策定したビジョン
広島県農林水産業アクションプログラム
・農業・畜産業・林業・水産業の各分野において、中長期的に目指していく姿を見据えた上で、５年間で達成すべき目標（指標）を掲げ、具体的に取り組む活動を整理したもの
市町
森林法第 10 条の５
市町村森林整備計画（10 年計画）
・市町村の森林関連施策の方向
・森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護等の規範
適当であること
適合して
森林所有者等
森林法第 11 条
森林経営計画（5 年計画）
・森林所有者等が自ら森林の経営を行う森林について、自発的に作成する具体的な伐採・造林、森林の保護、作業路網の整備等に関する計画
一般の森林所有者に対する措置
・伐採及び伐採後の造林の届出
・森林の土地の所有者となった旨の届出等

# Ⅰ　広島県の基本方針

## 第１　広島県の基本的な考え方

### １　広島県の森林づくり 50 年構想

「安心▷誇り▷挑戦　ひろしまビジョン」に基づき、次のとおり本県の森林（もり）づくりを推進しています。

**広島県の森林づくり 50 年構想**

県内には、中国山地の山々から、市街地近郊の里山まで、約 61 万 ha、県土の 72%を占める森林があります。今、この森林は、木材価格の長期低迷やライフスタイルの変化に伴い、十分に手入れされているとは言えない状況にあり、森林の持つ県土の保全、水源かん養等の公益的機能の低下が懸念される一方で、災害防止や地球温暖化防止のほか、森林環境教育の場としても森林への県民の期待が高まるなど、森林の状況に応じた多様な森林づくりが求められています。

このため、まずは、持続的な林業経営による森林整備を拡大し、それが難しい森林では、多くの県民が森林に関心を寄せ、多様な主体が参加する保全活動等を拡大することに取組み、これらにより周辺の森林にも目が行き届くようになるなど、広い意味での管理される森林を拡げていくことで、森林の多面的機能の維持発揮を図ります。

県では、前の世代から引き継いだ森林の様々な恵みを子や孫に手渡すため、皆さんとともに森林再生の取組を進めていきます。

**広島県の森林のめざす姿**




◆持続的な林業経営が可能な人工林は、林業経営適地の集約化を進めるとともに、経営力の高い資源の循環利用を目指し、林業経営に適さない人工林は針広混交林に誘導します。

◆里山林は、人家等に近く生活への影響が大きい里山林のみ最小限管理するなどで、土砂災害防止などの公益的機能が維持発揮できる状態に誘導します。

## 第２　広島県が定める目標

「広島県農林水産業アクションプログラム」に沿って、次のとおり、目指す姿と取組の方向を定めます。

### １　森林資源経営サイクルの構築

#### （１）　目指す姿

県内人工林約 14 万 ha のうち、資源循環林４万 ha において、林業経営適地の集約化が進められ、経営力の高い林業経営体により、年間 40 万㎥の県産材が安定的に生産される持続的な経営が開始されています。

#### （２）　これまでの取り組みの成果と課題

・　県内の森林資源状況を踏まえ、効率的かつ継続的に供給可能な木材生産量を 40 万㎥と目標に掲げ、これまで高性能林業機械導入や路網整備等により林業経営体の木材生産体制の整備を進めた結果、平成 22 年度の 14.8 万㎥から令和３年度には 40.1 万㎥まで増加し、その後 40 万㎥前後の安定した生産量を維持しています。

・　今後は、森林資源の充実に伴い、主伐の増加が見込まれることから、主伐後の着実な再造林を進めていく必要があります。

・　持続的な林業経営が可能な 4.2 万 ha の人工林を林業経営適地とし、経営権の集約を進めて令和７年までに 1.8 万 ha を集約しましたが、今後は、所有者不明などの課題がある集約の困難な適地となるため、新技術導入などで集約推進の取組を強化する必要があります。

#### （３）　主な取組の方向

・　林業経営適地の資源・所有者・境界などの情報の精度を高めることで、集約化を進めるとともに、森林の適切な経営管理に必要な林業従事者の確保・育成や、再造林に必要な苗木供給体制の整備に取り組みます。

・　また、低コスト施業技術の導入や、増加している獣害への効果的な対策などにより、森林資源経営サイクルの収支が改善されるよう取り組みます。

### ２　森林資源利用フローの推進

#### （１）　目指す姿

年間 40 万 ㎥の県産材が、生産から流通、加工、利用まで効率的に流れ、社会において有効な資源として利活用されています。

### （２） これまでの取組の成果と課題

・　県産材の流通・加工体制の整備に向けて、製材工場の整備支援や大規模製材工場との安定供給協定を推進した結果、この協定による取引量は、令和元年度の 15.6 万㎥から令和７年度には 20.5 万㎥に増加しました。

・　県産材の需要確保に向けて、住宅分野で主要構造部材への県産材利用支援や、住宅以外の建築分野で木造設計に精通した建築士の育成等を進めた結果、建築物等の利用量は令和元年度の 6.3 万㎥から令和７年度の 8.6 万㎥に増加しました。

・　今後、県産材の生産量構成の変化や住宅着工戸数の減少等が見込まれるため、変化する生産量に応じた供給体制の整備や住宅以外の建築分野での需要創出等の取組を強化する必要があります。

### （３） 主な取組の方向

・　県産材の流通・加工体制の整備や、木材製品の販路の確保を図るとともに、住宅分野の需要の減少に備えて、低層非住宅建築物の木造化・木質化を進めるなど、県産材の需要拡大に取り組みます。

## ３　山地災害防止に向けた取組

### （１） 目指す姿

効率的かつ効果的な治山施設の整備や、既存施設の老朽化対策を進めることで、山地災害が未然に防止され、県民への影響が減少しています。

### （２） これまでの取組の成果と課題

・　山地災害を防止するための治山対策においては、平成 30 年７月豪雨に関連する復旧工事に注力し、未着手の山地災害危険地区のうち、新たに 134 箇所（R3～6）の治山施設を整備しました。

・　近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、全国各地で甚大な被害が発生しています。

・　近年、人件費や資材価格等の高騰により、１箇所当たりの事業費が増大しており、年度ごとの山地災害危険地区の着手箇所数が減少傾向にあります。

### （３） 主な取組の方向

・　山地災害による県民への影響が最小限に抑えられるよう、治山施設の計画的かつ効率的な整備や老朽化が進行する既存治山施設の適正な維持管理などのハード対策に加え、山地災害リスクの周知や防災情報の提供などのソフト対策に取り組み、県土の強靭化を図ります。

## ４　森林の公益的機能の維持

### （１） 目指す姿

人工林や里山林において、荒廃すると県民生活への影響が大きい箇所を中心に、間伐などの森林整備や保全活動が進み、森林の持つ公益的機能が維持・発揮されています。

### （２） これまでの取組の成果と課題

・　手入れ不足の人工林のうち、荒廃すると県民生活への影響が大きい箇所を中心に間伐を進めており、山地防災など森林の持つ公益的機能の維持・発揮に寄与しています。

・　里山林において、鳥獣被害防止など地域課題の解決に資する森林整備の実施や、森林ボランティア団体等の設立・活動への支援等により、里山林を活用しながら管理する団体数が増加しました。

・　今後、林業や森林保全活動の担い手不足のほか、不在村森林所有者の増加や世代交代の進行により、森林整備に係る同意取得や境界確認がさらに困難になることが懸念されます。

### （３） 主な取組の方向

・　森林の境界確認等に係る支援により、手入れ不足の人工林の間伐を一層推進するとともに、所有者の施業意思がない森林については、森林経営管理制度等を活用して公的な整備を進めます。

・　民家や農地などの保全対象の有無を勘案し、県民生活への影響が大きい里山林を抽出した上で、優先して整備すべき区域を推定するとともに、里山林整備における目的ごとの施業ガイドラインを示し、計画的かつ効果的な整備を推進します。

# Ⅲ　計画事項

## 第１　計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする民有林の面積は、次表のとおりです。

なお、地域森林計画の対象とする民有林は、次の手続の対象となります。

①　森林法第 10 条の２第 1 項の規定による開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）

②　森林法第 10 条の７の２第１項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出

③　森林法第 10 条の８第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出等（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

**市町別面積**

| 区　分 | | 面積（ha） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 総数 | | 197,145.56 | |
| 三次市 | （三次） | 16,881.67 | |
| | （君田） | 6,005.26 | |
| | （布野） | 7,217.70 | |
| | （作木） | 8,044.04 | |
| | （吉舎） | 6,861.01 | |
| | （三良坂） | 2,895.64 | |
| | （三和） | 5,316.90 | |
| | （甲奴） | 5,229.77 | |
| | 小計 | 58,451.99 | |
| 庄原市 | （庄原） | 17,318.73 | |
| | （総領） | 5,614.24 | |
| | （西城） | 19,668.40 | |
| | （東城） | 25,928.82 | |
| | （口和） | 8,899.10 | |
| | （高野） | 11,287.87 | |
| | （比和） | 11,081.55 | |
| | 小計 | 99,798.70 | |

**市町別面積**

| 区　分 | | 面積（ha） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 安芸高田市 | （吉田） | 5,928.96 | |
| | （八千代） | 3,901.77 | |
| | （美土里） | 8,731.47 | |
| | （高宮） | 8,927.47 | |
| | （甲田） | 5,207.45 | |
| | （向原） | 6,197.76 | |
| | 小計 | 38,894.87 | |

注１　地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

２　森林計画図は、農林水産局林業課、西部農林水産事務所及び北部農林水産事務所において縦覧に供する。

## 第２　計画量等

### ２　今期計画

今期計画における計画量については、次のとおりです。

#### （１）　伐採立木材積及び間伐立木材積

単位　材積：千㎥

| 区　分 | 総　数 | 主　伐 | 間　伐 |
|---|---|---|---|
| 総　数 | 4,007 | 2,646 | 1,361 |
| うち前半５年分 | 1,934 | 1,244 | 690 |

#### （２）　森林施業面積

単位　面積：ha

| 区　分 | 森林施業面積 |
|---|---|
| 総　数 | 32,884 |
| うち前半５年分 | 15,648 |

※ 森林施業面積の計画量は、人工造林、下刈り、間伐の各施業面積を合算したもの

#### （３）　人工造林及び天然更新別の造林面積

単位　面積：ha

| 区　分 | 人工造林 | 天然更新 |
|---|---|---|
| 総　数 | 5,316 | 6,042 |
| うち前半５年分 | 2,456 | 3,018 |

## （4） 林道の開設及び拡張に関する計画

単位　延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

| 森林計画区 | 開設/拡張 | 種類 | 位置（市町村） | 路線名 | 区分 | （延長及び箇所数） | （利用区域面積） | 前半5ヵ年の計画箇所 | 対図番号 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 江の川上流 | 開設 | 自動車道 | 総数 | 19路線 | | 49,091 | 4,104 | | | |
| | | | 三次市 | 9路線 | | 25,662 | 2,352 | | | |
| | | | （三次） | 1路線 | | 1,620 | 68 | | | |
| | | | | 山家 | 林業専用道 | 1,620 | 68 | ○ | | |
| | | | （君田） | 5路線 | | 17,689 | 1,750 | | | |
| | | | | 伊久利 | | 3,300 | 365 | | | 国連絡 |
| | | | | 比和新庄 | 指定林道 | 3,390 | 600 | ○ | | |
| | | | | 横谷高暮 | 指定林道 | 3,799 | 335 | ○ | | 国連絡 |
| | | | | マナショ山線 | 林業専用道 | 3,200 | 330 | ○ | | |
| | | | | 宮東線 | 林業専用道 | 4,000 | 120 | | | |
| | | | （作木） | 1路線 | | 2,000 | 110 | | | |
| | | | | 熊見線 | | 2,000 | 110 | | | |
| | | | （吉舎） | 1路線 | | 2,300 | 61 | | | |
| | | | | 天狗岩線 | | 2,300 | 61 | | | |
| | | | （布野） | 1路線 | | 2,053 | 363 | | | |
| | | | | 比和新庄 | 指定林道 | 2,053 | 363 | ○ | | |
| | | | 庄原市 | 4路線 | | 16,229 | 1,248 | | | |
| | | | （東城） | 2路線 | | 7,263 | 458 | | | |
| | | | | 河内高野 | 指定林道 | 3,721 | 251 | ○ | | |
| | | | | 芝山 | 指定林道 | 3,542 | 207 | ○ | | |
| | | | （高野） | 1路線 | | 4,201 | 371 | | | |
| | | | | 横谷高暮 | 指定林道 | 4,201 | 371 | ○ | | |
| | | | （比和） | 1路線 | | 4,765 | 419 | | | |
| | | | | 界谷小峠その2 | 指定林道 | 4,765 | 419 | ○ | | |
| | | | 安芸高田市 | 6路線 | | 7,200 | 504 | | | |
| | | | （高宮） | 2路線 | | 2,500 | 259 | | | |
| | | | | 梶矢2号 | | 1,000 | 93 | ○ | | |
| | | | | 下北竹之内 | | 1,500 | 166 | ○ | | |
| | | | （甲田） | 2路線 | | 2,500 | 103 | | | |
| | | | | 篠原 | | 1,200 | 31 | ○ | | |
| | | | | 井才田高地 | | 1,300 | 72 | ○ | | |
| | | | （向原） | 2路線 | | 2,200 | 142 | | | |
| | | | | 魚切 | | 1,100 | 60 | ○ | | |
| | | | | 奥谷 | | 1,100 | 82 | ○ | | |

単位　延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

| 森林計画区 | 開設/拡張 | 種類 | 位置（市町村） | 路線名 | 区分 | （延長及び箇所数） | （利用区域面積） | 前半5ヵ年の計画箇所 | 対図番号 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 江の川上流 | 拡張 | 自動車道 | 総数 | 31路線 | | 64,204 | 7,290 | | | |
| | | | 三次市 | 9路線 | | 16,197 | 3,586 | | | |
| | | | （三次） | 1路線 | | 2,000 | 181 | | | |
| | （舗装） | | | 岩屋寺線 | | 2,000 | 181 | | | |
| | | | （君田） | 2路線 | | 3,520 | 1,020 | | | |
| | （局部・法面保全） | | | 黒口 | | 3,500 | 150 | | | |
| | （法面） | | | 比和新庄 | | 20 | 870 | ○ | | |
| | | | （三良坂） | 1路線 | | 3,000 | 96 | | | |
| | （幅員・舗装） | | | 細谷 | | 3,000 | 96 | | | |
| | | | （作木） | 3路線 | | 3,550 | 2,028 | | | |
| | （法面） | | | 比和新庄 | | 100 | 1,723 | ○ | | |
| | （幅員・舗装） | | | 熊見 | | 2,000 | 110 | ○ | | |
| | 〃 | | | 高丸 | | 1,450 | 195 | | | |
| | | | （吉舎） | 2路線 | | 4,127 | 261 | | | |
| | （舗装） | | | 黒鞘 | | 2,627 | 216 | | | |
| | （幅員・舗装） | | | 鹿谷 | | 1,500 | 45 | | | |
| | | | 庄原市 | 11路線 | | 16,944 | 2,332 | | | |
| | | | （庄原） | 3路線 | | 4,175 | 385 | | | |
| | （法面保全） | | | 青嶽線 | | 1,620 | 46 | | | |
| | 〃 | | | 界谷小峠その1 | | 1,055 | 243 | ○ | | |
| | （舗装） | | | 御神田 | | 1,500 | 96 | ○ | | |
| | | | （東城） | 2路線 | | 3,318 | 246 | | | |
| | （局部・法面・舗装） | | | 東城中央支線 | | 768 | 92 | ○ | | |
| | 〃 | | | 白滝山 | | 2,550 | 154 | ○ | | |
| | | | （高野） | 2路線 | | 4,510 | 309 | | | |
| | （法面保全） | | | 猿政 | | 3,510 | 78 | ○ | | |
| | 〃 | | | 大鬼山 | | 1,000 | 231 | ○ | | |
| | | | （総領） | 3路線 | | 3,381 | 189 | | | |
| | （法面保全・舗装） | | | 上野山 | | 950 | 32 | ○ | | |
| | （拡幅） | | | 木屋 | | 791 | 39 | ○ | | |
| | （局部・法面） | | | 篠ヶ谷 | | 1,640 | 118 | ○ | | |
| | | | （比和） | 1路線 | | 1,560 | 1,203 | | | |
| | （法面保全） | | | 界谷小峠その1 | | 1,560 | 1,203 | ○ | | |
| | | | 安芸高田市 | 11路線 | | 31,063 | 1,372 | | | |
| | | | （吉田） | 3路線 | | 7,938 | 489 | | | |
| | （幅員・舗装） | | | 岩室 | | 3,800 | 188 | ○ | | |
| | 〃 | | | 肘屋谷 | | 2,148 | 127 | ○ | | |
| | 〃 | | | 入江戸島 | | 1,990 | 174 | | | |
| | | | （美土里） | 1路線 | | 5,400 | 151 | | | |
| | （舗装） | | | 比和新庄 | | 5,400 | 151 | ○ | | |
| | | | （高宮） | 4路線 | | 11,500 | 385 | | | |
| | （舗装） | | | 丸原2号 | | 2,000 | 53 | ○ | | |
| | 〃 | | | 段上丸 | | 3,000 | 73 | ○ | | |
| | 〃 | | | 梶矢2号 | | 3,000 | 93 | ○ | | |
| | 〃 | | | 下北竹之内 | | 3,500 | 166 | ○ | | |
| | | | （向原） | 3路線 | | 6,225 | 347 | | | |
| | （舗装） | | | 尾神迫 | | 3,340 | 109 | ○ | | |
| | 〃 | | | 大谷 | | 2,038 | 202 | ○ | | |
| | （幅員・拡張・舗装） | | | 入江戸島 | | 847 | 36 | | | |

※国連絡は、林道の利用区域に国有林を含む。

（5）～（6）［略］

## 第３　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### １　森林の整備及び保全の目標

［略］

### ２　森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、Ⅰの第１の１において示す「広島県の森林づくり 50 年構想」に誘導することとします。

具体的には、現況が人工林のうち、傾斜が緩く、路網から近いなど、持続的な林業経営が可能な人工林は林業経営適地と位置づけ、植栽による確実な更新を行って人工林を維持し、継続的な木材生産を実施します。

林業経営適地以外の人工林は、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化、広葉樹林化により天然林に誘導します。林業経営適地以外にある人工林の天然林への移行については、野生鳥獣の生息環境の保全・整備や、森林の有する多面的機能の発揮に向けた対策として着実に取り組みを進めます。

また現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により利活用等を行います。

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針については、次のとおり定めます。

［略］

## ３　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### （１）　公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、前項「１　森林の整備及び保全の目標」及び「２　森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然的条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領」（昭和 52 年１月 18 日付け 51 林野計第 532 号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請及び既往の森林施業体系等を勘案して、定める必要があります。

#### ア　区域の設定の基準

［略］

#### イ　施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の森林施業の方法を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないよう、施業方法を定めるものとします。

また、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍し得る範囲で定めるものとします。

| 森林の区域 | 指針 |
|---|---|
| ①　水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林<br><br>**『水源涵（かん）養機能維持増進森林』** | 伐期の延長を図るとともに、皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小するものとする。 |

| | |
|---|---|
| ②　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林<br><br>**『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』**<br>**『快適環境形成機能維持増進森林』**<br>**『保健文化機能維持増進森林』** | a　特にこれらの公益的機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行うものとする。<br>b　a以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。<br>c　適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能とするものとする。この場合において、皆伐によるものについては、伐採面積の縮小・分散を図ることとする。<br>d　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。 |

## （２）　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。なお、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業経営適地にあるものについては、特に効率的な施業が可能な森林の区域として確実に設定します。

### ア　区域の設定の基準

| 森林の区域 | 基準 |
|---|---|
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林<br><br>**『木材生産機能維持増進森林』** | 次のいずれかに該当する森林とする。<br>なお、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないよう、区域を定めるものとする。<br>a　林木の生育が良好な森林<br>b　林道等の開設（予定）、地形等から効率的な木材生産が期待できる森林<br>c　木材等生産機能の評価区分が高い森林<br>d　その他木材等生産機能の維持増進を図る必要がある森林 |

**イ　施業の方法に関する指針**

木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐の方法の指針は「第４　森林の整備に関する事項」のとおりとします。その他伐採の方法等についての指針は、次表のとおりです。

また当該区域のうち林業経営適地においては、主伐後の植栽による確実な更新を行うほか、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては更新補助作業等を行うよう努めます。

［略］

**（３）　特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針**

**ア　区域の設定の基準**

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域とするものは、航空レーザ計測データの解析結果を活用して、採算性の指標となる「林地傾斜」及び「車道からの距離」により、条件の良い区分を中心に効率的な施業が可能な適正規模（10～20ha）にまとめた事業地として特定した林業経営適地とする。

**イ　施業の方法に関する指針**

施業の方法として、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐、伐採の方法等は、「（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法に関する指針」に定めるとおりとします。

なお、造林については主伐後の植栽による確実な更新を行うほか、森林の集積・集約化や施業の機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

**（４）　その他必要な事項**

特になし。

**４～５**　［略］

## 第４　森林の整備に関する事項

立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針については、次のとおりとし、その標準的な方法は立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとします。

### １　立木竹の伐採（間伐以外）

#### （１）　立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

なお、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図るため､対象森林に関する自然的条件及び社会的条件､既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するほか、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案するものとします。

**立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針**

| 区　分 | 標準的な方法 |
|---|---|
| 皆伐 | 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。 |
| 択伐 | 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とするものとする。<br>また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。 |

#### （２）　立木の標準伐期齢に関する指針

［略］

#### （３）　その他必要な事項

立木の伐採（主伐）については、１（１）によるほか、以下のとおり取り扱うものとします。

**ア　伐採の区域について**

伐採を行う際には、対象区域で行う森林施業内容を見据え、傾斜や気象条

件といった自然的条件等の影響を踏まえながら計画するとともに、公共施設や人家などからの距離、法令の指定状況等社会的状況を十分勘案し、効率的かつ安全に施業が行えるよう計画するものとします。

**イ　伐採作業について**

森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）に基づく方法による伐採・搬出を確実に実施することに加え、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン（令和元年８月５日広島県林業課）」や次の点に留意して伐採を行うものとします。

(ｱ)　伐採に伴い、路網・土場を開設する場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとします。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県森林作業道作設指針（令和７年４月１日最終改正広島県林業課）」を基準に最大限の注意を払うものとします。

(ｲ)～(ｳ)　［略］

**ウ～エ**　［略］

**オ　生物多様性の保全**

森林の生物多様性の保全のため、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散（伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保）、伐採後の更新の確保、尾根筋等の保護樹帯の設置、渓畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和６年３月林野庁策定）を踏まえた伐採を行うものとします。

## ２　造林

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うほか、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については早急な更新を図るものとします。

### （１）　人工造林に関する指針

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業経営適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進します。

#### ア　人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

人工造林の対象樹種は、次表の樹種を主体とするものの、適地適木として、広葉樹や郷土樹種も考慮に入れて、市町の区域内の森林の自然的条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮して定めるものとします。

なお、苗木の選定については、特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年６月 19 日付け 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）の別紙で定める花粉の少ない苗木と認めたスギ・ヒノキ苗木をいう。以下同じ。）の積極的な活用導入及び増加に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めます。その他、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けるものとします。

［略］

#### イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

なお、地形等の自然的条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用に努め、省力化を含めた効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとします。

［略］

#### ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

［略］

### （２）　天然更新に関する指針

天然更新は、不確実性が伴うことから、天然下種更新における前生稚樹の生育

状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等を十分確認すること等により、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

**ア** ［略］

**イ　天然更新の標準的な方法に関する指針**

**(ｱ)～(ｲ)** ［略］

**(ｳ)　伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針**

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針は、広島県天然更新完了基準（平成 21 年３月）とします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

**ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針**

［略］

更新すべき期間内において、伐採のために設置した森林作業道や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講じるものとします。

**（３）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針**

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図ることとし、市町村森林整備計画においてその基準及び所在を定めるものとします。

［略］

**（４）　その他必要な事項**

［略］

## ３　間伐及び保育

### （１）　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すため、地域における既往の平均伐期齢や間伐の方法を勘案して、育成段階にあっては、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、巻末の（附）参考資料７「林分密度管理図」に基づき、次表のとおり上層木の平均樹高と間伐実施前の成立本数（ヘクタール当たり立木密度）により定めますが、これにより難い場合は、標準伐期齢未満の森林は 10 年に１回、標準伐期齢以上の森林は 15 年に１回を標準として間伐を実施するものとします。

［略］

### （２）　保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法に関する指針は、目的樹種の樹木の成長を助け、健全な森林の育成を図るため、次表のとおりとしますが、状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとします。

［略］

### （３）　その他必要な事項

［略］

## ４　林道等の開設や林産物の搬出

### （１）　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものを実施するものとします。

また、林道の整備については、自然的・社会的条件が良い林業経営適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応するよう改築・改良を含む林道の質的な向上も推進するとともに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備等や、林地保全の観点から架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進します。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行

車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進します。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ります。

なお、林道（林業専用道を含む。）の開設量については、Ⅲの第３の１に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第２の２(4)「林道の開設又は拡張に関する計画」のとおり計画するものとします。

［略］

**（２） 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方**

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表を目安とするものとします。

また、作業システムは、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図るものとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤーダ等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとします。

［略］

**効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準**

注１～注２［略］

注３「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化等を推進する森林における路網密度。

**（３） 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方**

路網の整備と森林の集積･集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、スギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とします。

**（４） 路網の規格・構造についての基本的な考え方**

路網の整備に当たっては、「林道規程」（昭和 48 年４月１日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、「広島県林業専用道作設指針」（令和５年６月９日最終改正広島県林業課）、「広島県森林作業道作設指針」、「広島県森林作業道実施基準」（令和６年４月１日最終改正広島県林業課）に即して開設するものとします。

林道及び林業専用道については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を行うものとします。

森林作業道については、森林整備に継続的に用いられるものであり、作設に当

たっては、土工量の縮減を通じて作設費用を抑制するとともに、土壌のかく乱を極力避けるため、地形に合わせた作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、規格・構造の考え方は「広島県森林作業道作設指針」に示します。

（５）～（６）［略］

## ５　森林施業の合理化等

森林の整備及び保全の目標を達成するために必要な森林施業の合理的推進に資するための条件整備として、森林経営計画の作成等の積極的な推進、当該区域における路網整備、森林の集積・集約化、作業システムの高度化等のほか、「３　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」で定める、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定を推進します。

### （１）　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化及び森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への林業経営適地の集積・集約化を進めるため、リモートセンシングデータを活用した森林境界の明確化や森林情報の整備・提供等に取り組みます。また、所有者不明森林への対応として、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特定措置の活用などの取組を促進します。

林業経営適地の集約化の効率的な取組に向け、市町と林業経営体との協力体制のもと、林業経営体による森林経営計画の作成や市町による森林経営管理制度の取組を促進します。また、施業実施協定・施業施設協定の締結等により、森林所有者等の共同による森林施業を促進します。

### （２）　林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア　林業経営体の育成

高い収益性と生産性を実現することで森林所有者の所得向上につながりうる能力を有するとともに、主伐・再造林や間伐等の実施などにより持続的な林業経営を行うことが可能な経営力の高い林業経営体の育成を図ります。

また、効率的な木材生産が可能となる集積・集約化された事業地を確保し、その区域を林業経営体が計画的な林業経営を行うことで、効率的かつ安定的な木材生産体制を構築するとともに、スマート林業技術等の導入等により植栽・保育・間伐・主伐の各段階での効率化を図ることにより、林業経営体や森林所有者の利益を確保し、林業経営に対する意欲を高める取組を推進することで、経営基盤の強化を図ります。

#### イ　林業従事者の確保・育成

林業への就業希望者に対して、就職先の斡旋や定住先の確保の相談など、マンツーマンできめ細やかな対応を行うことにより、林業従事者の確保を図ります。

また、「緑の雇用」などの研修により、林業従事者の育成を図るとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性

等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れに向けた環境整備、技能検定制度等の活用の促進に取り組みます。また、林業経営体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の向上など、就業条件の改善等を進め、林業従事者の定着率の向上を図ります。

### （３） 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営体が効率的かつ安定的に木材生産体制を構築するとともに、植栽・保育・間伐・主伐における各段階での効率化を図るため、生産性の向上や、労働負荷の軽減を図る上で重要となる遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術が実装された林業機械の導入や稼働率の向上を促進します。

併せて、伐採・搬出等の生産性の向上を図るとともに、現場の課題に的確に対応できる技術者の育成に向け、技術研修等を実施します。

### （４） 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

#### ア 県産材製品の供給体制の構築

県産材の規格に応じて有利に利用されるように、生産量が増加しつつあるスギ大径材やヒノキに対応できる流通・加工施設の整備を支援するとともに、住宅以外の建築分野にも対応できるプレカット工場の整備を支援するなど、県産材の需要拡大につながる流通・加工施設の整備を推進します。

また、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和７年 11 月林野庁策定）に基づく商慣習の見直し、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進め、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図ります。

#### イ 県産材需要の確保

県産材需要の確保に向け、住宅分野でのヒノキ材の利用拡大に加え、住宅以外の建築分野について、引き続き木造設計に精通した建築士の育成を進めるとともに、育成した建築士が木造化を提案しやすい環境整備に取り組みます。また、広葉樹利用の高付加価値化を進めます。

### （５） その他必要な事項

山村地域の発展の観点から、林業・木材産業の成長・発展、森林空間の活用を含む「森業」等を推進し、就業・収入機会の創出による移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大等を図ります。

また集落の生活基盤となる里山林等を維持するため、地域住民団体や森林ボランティア団体などによる継続的な保全管理や利用を推進します。

## 第５　森林の保全に関する事項

### １　森林の土地の保全

#### （１）　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

全国森林計画第４表（３）「森林の土地の保全に特に留意すべき森林」の指定基準に基づき、森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水源の涵（かん）養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地の保全に留意すべき森林は、次に掲げる保安林及び保安施設地区の森林とします。

［略］

#### （２）　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

［略］

#### （３）　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地開発許可制度の適正な運用を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林、居住環境の保全・形成に重要な役割を果たす森林の他用途への転用は極力避けるものとします。

また、土石の切取、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案して実施地区の選定を適切に行うとともに、法面の緑化、土留工等の防災施設、調整池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずるものとします。

その際、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たり、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていきます。

また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用します。

なお、土砂の搬出については、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成 16 年広島県条例第１号）を遵守するものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

（４）［略］

## ２　保安施設

（１）～（２）［略］

### （３）　治山事業の実施に関する方針

治山事業については、安心・安全の確保を図る観点から、流域における森林に関する自然的条件等を勘案し、豪雨、地震等の多様な自然現象による山地災害に対して強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生が高まっていることや山腹崩壊に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として、治山施設による整備と機能低下した保安林の整備等を流域の特性に応じて計画的に実施します。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めます。

治山事業の実施に当たっては、本県の山地災害の特色を反映した対策を講じるため、平成 31 年３月に策定した「平成 30 年７月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」に基づき、ハード対策及びソフト対策による治山対策に取り組みます。

ハード対策については、災害後の調査で、渓流内堆積物や周辺の侵食された斜面の内部に存在する転石が流下したことにより、下流への被害が助長された箇所が多く見られたことから、新たな治山ダムの計画にあたっては、転石の衝撃力に耐えうる天端厚の設定や鉄筋の挿入による補強などの巨石を含む転石対策に取り組むとともに、一部の治山ダムで土石流による損壊が見られたことから、再度災害のおそれが高く、土石流による甚大な被害が懸念される箇所については、土石流流体力を考慮した土石流対応型の治山ダムを整備します。

また、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採など関係者と連携した流木対策に取り組みます。

［略］

### （４）特定保安林の整備に関する事項

［略］

イ　気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められる森林

［略］

### （５）その他必要な事項

［略］

## ３　鳥獣害の防止

市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法を定めるに当たっての方針は、次のとおりです。

### （１）　鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

#### ア　区域の設定の基準

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通データ等を踏まえて設定します。

#### イ　鳥獣害の防止の方法に関する方針

［略］

### （２）　その他必要な事項

［略］

## ４　森林病害虫の駆除と予防・その他の森林の保護等

### （１）　森林病害虫等の被害対策の方針

［略］

### （２）　鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

３(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、関係行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進します。また、鳥獣害防止森林区域の設定の有無に関わらず、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けて、林業経営適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行に取り組むほか、里山林整備活動の促進やバッファゾーン（緩衝地帯）の設置等に取り組みます。

### （３）　林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため､火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発などを強化します。

また、保安林等県土保全上重要な地域を中心に、防火帯林道等の整備に努めるものとします。

なお、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に留意事項を定めることとします。

### （４）　その他必要な事項

［略］

## （附）参考資料

2　森林の現況

（8）　荒廃地等の面積

単位　　面積：ha

| 市　町 | 山腹崩壊 | | 地すべり | | 崩壊土砂流出 | | 総　数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 |
| 総　数 | 2,922 | 4,806 | 18 | 299 | 2,003 | 1,113 | 4,943 | 6,218 |
| 三次市 | 923 | 1,529 | 8 | 154 | 638 | 297 | 1,569 | 1,980 |
| 庄原市 | 1,549 | 2,063 | 9 | 142 | 969 | 686 | 2,527 | 2,890 |
| 安芸高田市 | 450 | 1,214 | 1 | 3 | 396 | 130 | 847 | 1,347 |

注１　広島県農林水産局森林保全課調べ。

　２　四捨五入のため内訳の計と総数は必ずしも一致しない。